平成２５年（フ）第８９４号
大阪市西区北堀江３丁目６番28―302号
債務者　マテック株式会社
代表者代表取締役　安田　昌史
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　隆昌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８７号
名古屋市中区錦２丁目６番19号　長者町通ビル４Ｆ
債務者　株式会社舞歩
代表者代表取締役　中村　一也
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９２１号
大阪府高槻市緑が丘２丁目21番９号
債務者　三木　範夫
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船戸貴美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２号
香川県高松市木太町3815番地
債務者　フェイス有限会社
代表者取締役　佐藤　　博
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前11時30分
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４４０号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立3919番地
債務者　富士リゾート企画株式会社
代表者代表取締役　木村　信彦
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午後１時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
横浜市神奈川区神奈川本町13―２　横浜ハイツ１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区東神奈川２丁目41番１号
債務者　有限会社イート
代表者取締役　竹内　栄治
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３号
長崎県壱岐市石田町筒城西触682番地
債務者　株式会社西日本技研
代表者代表取締役　音嶋　敏子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午前９時30分
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第１７号
山口県岩国市藤生町２丁目３番57号
債務者　有限会社松本土木工業
代表者代表取締役　松本　浩一
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　裕理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第４３号
堺市西区浜寺元町３丁378番地２
債務者　野口　　元
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　佐智代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３６３号
横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目54番Ｃ―402号
債務者　飯塚かづ子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　真哉
4　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月14日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５号
長崎県壱岐市石田町筒城西触682番地
債務者　音嶋　正吾
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　拓
4　破産債権の届出期間　平成25年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月20日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第２４号
静岡県三島市大宮町３丁目９番３号
債務者　石井　尚徳
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一杉　泰博
4　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４８号
高知県南国市東崎1609番地　ニューエル長岡Ａ102号
債務者　貞廣　和夫
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　法貴
4　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６２号
横浜市栄区長沼町262番地４　グランシティ戸塚Ⅱ104
債務者　今野　武司
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５号
岩手県花巻市上似内第４地割117番地
債務者　五内川好祐
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１９号
岩手県北上市常盤台１丁目30番50号
債務者　菊池　　徹
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝田　裕之
4　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部